

○公募による指定管理者選定部会設置要綱

(令和元年 11 月 27 日訓令第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公募による指定管理候補者を適正に選定するため、国頭村指定管理者選定会議設置規程（令和元年訓令第 7 号）第 9 条の規定に基づき定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 部会に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募に関する事項
- (2) 選定会議の討議に資するための事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第 3 条 会員は、10 人以内で組織し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域を代表する者
 - (3) 行政関係者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者
- 2 部会に、会長及び副会長を置き会員の互選により定める。
- 3 会長は、部会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する。

(招集)

第 4 条 部会は、会長が招集する。ただし、初回については主管課が招集する。

(関係者の出席)

第 5 条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、主管課において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。